

チャレンジ企業支援資金

1 融資の対象

県内に事業所を有し、保証協会の定める保証対象業種を営む中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当する者

- (1) 次の法律に基づく、認定又は承認を受けた計画に従って事業を行う者
 - ア 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に規定する、経営革新計画、先端設備等導入計画又は事業継続力強化計画
 - イ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成 20 年法律第 38 号)に基づく農商工等連携事業計画
 - ウ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号)に基づく地域経済牽引事業計画
- (2) 海外投資関係保証を利用して、海外展開を図る者
- (3) 商店街の空き店舗（3 ヶ月以上空き店舗であることについて商店街振興組合等の証明を受けたものに限る。）を活用して事業を行う者として所管の地方局長の認定を受けた者
- (4) 県の試験研究機関との共同開発など技術支援を受けた技術・製品の実用化を図るための事業を行う者で、県の試験研究機関から推薦を受けた者
- (5) 公益財団法人えひめ産業振興財団が実施するえひめ中小企業応援ファンドによる助成金又は農商工ビジネス商品開発事業費補助金の交付を受けた事業の拡大を図る者で助成又は補助事業終了後 3 年以内の者として当該財団から確認を受けた者
- (6) 高度又は先駆的な技術・ノウハウを生かした事業展開により、創造・育成を図る事業を行う者として財団又は愛媛県中小企業団体中央会から確認を受けた者
- (7) 国が実施する「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」、「中小企業成長加速化補助金」、「中小企業新事業進出補助金」又は「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」の採択を受けた事業計画に従って事業を行う者

2 融資の条件

すべての融資に保証協会の保証を必要とします。

使途	限度額	融 資 期 間	融資利率	保証料率
運転資金	5 千万円	運転 7 年以内 (据置 1 年以内) 融資対象 (1) は 運転 5 年以内 (据置 6 ヶ月以内)	年 1.95%	年 0.35~1.72% (割引有) 融資対象 (1) で特例保険を利用する場合 年 0.7%
設備資金	1 億円	設備 10 年以内 (据置 1 年以内) 融資対象 (1) は 運転 7 年以内 (据置 1 年以内)	年 0.95% (注 1) 又は 1.45% (注 2)	融資対象 (2) で海外投資関係保証を利用する場合 年 1.0%

◇チャレンジ企業支援資金の設備資金に利子補給をしています。

(注 1) 次のいずれかに該当する方

【ひめボス基本認証者、パートナーシップ構築宣言公表者、
(直近の確定申告における) 賃上げ促進税制適用者】

(注 2) 注 1 以外の方

(令和 8 年 10 月 1 日現在)

3 添付書類

融資対象	必要書類	様式	申請書提出先
(1)	認定書又は認定通知書の写し		金融機関、信用保証協会
(2)	海外投資関係保証の申請に必要な書類		金融機関、信用保証協会
(3)	所管の県地方局長による融資対象認定書	様式2	地方局商工観光室
(4)	試験研究機関の推薦書	様式3	産業技術研究所等
(5)(6)	えひめ産業振興財団又は 愛媛県中小企業団体中央会の確認書	様式4	えひめ産業振興財団、 愛媛県中小企業団体中央会
(7)	補助金等の交付決定通知書の写し 又は同類の書類		金融機関、信用保証協会

様式は県のHPからダウンロードできます。

<https://www.pref.ehime.jp/site/madoguchi/59788.html>

※その他にも書類が必要な場合があります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

4 融資申込窓口：金融機関と信用保証協会が取り扱い窓口となっています。

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、愛媛県信用保証協会



(令和8年 10 月1日現在)